

令和 7 年 4 月 1 日  
建築局 建築企画課

## 建築基準法第 43 条第 2 項第 2 号の規定による許可基準等 の一部改正について

### 1 趣旨

「宅地造成等規制法」が「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改正され、本市における適用が開始されることに伴い、「建築基準法第 43 条第 2 項第 2 号の規定による許可基準」の一部改正を行いました。また、これに伴い、「建築基準法第 43 条第 2 項の規定による許可・認定ご案内」の一部改訂を行いました。

### 2 改正概要

法律改正に伴う改正

### 3 意見公募手続

宅地造成及び特定盛土等規制法の適用に伴い、当然必要とされる規定の整理であるため、横浜市規則等に係る意見公募手続実施要綱第 5 条第 4 項第 8 号アの規定により、意見公募手続は行いませんでした。

### 4 施行日

令和 7 年 4 月 1 日